■東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会（第４回）

日時：平成２３年１０月２７日（木）午後２時００分から
場所：東京都庁第二本庁舎３１階　特別会議室２２

《 開　　会 》

【事務局】　　定刻となりましたので、ただ今から東京都農林・漁業振興対策審議会農業部会を開催いたします。よろしくお願いいたします。委員の皆様には、お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございます。現在、農業部会委員総数 11 名中 6 名の委員の方にご出席をいただいております。東京都農林・漁業振興対策審議会条例第 9 条第 1 項の規定によりまして、本部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、配布してございます資料についてご案内申し上げます。上から「農業部会次第」でございます。めくっていただきまして、「委員名簿」「座席表」。大変恐縮でございます。一つずつずれてございますので、ご了承をお願いいたします。「審議スケジュール」でございます。資料 1 は「答申（案)」でございます。資料 2 は「答申（案）の概要」でございます。そのほかに、前回までの農業部会の資料および議事録をファイルに綴じた物をお手元に配布してございます。以上、ご確認をお願いいたします。

今回は、志村委員、波多野委員、三宅委員、横張委員は所用により欠席となっております。また栗原委員につきましては、今、中央線が事故で乱れておりまして、その影響かと思いますが少し遅れてございます。

それでは、この後の議事進行は後藤部会長にお願いしたいと存じます。後藤部会長、よろしくお願いいたします。

《 議　　事 》

【後藤部会長】　　こんにちは。これまでも毎回熱心な議論をしていただいて、どうもありがとうございました。いよいよ最後になりました。今までの会合の中では一番出席の委員の方が少ないかなという感じで、少し残念ではありますけれども熱心な議論をお願いしたいと思います。今日の会議も滞りなく進行できますように、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、次第に従って進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

（１）　答申（案）について

【後藤部会長】　　まず、議事は「答申（案)」ということです。この答申（案）につきましては、既に事前に事務局よりお送りしてあってお目通しをいただいていると聞いておりますので、最初に事務局からこの答申（案）について各章ごとに説明をいただいた上で、皆さまのご意見を頂きたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

①　答申(案)第１章についての事務局説明

【事務局】　　それでは、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

最初に、今回お手元に配布しております答申（案）につきましては、農林・漁業振興対策審議会のすべての委員の皆様に事前に送付させていただきまして、ご意見の照会を行っているところでございます。現段階では若干のご意見を頂いておりますが、今後ご意見を頂きましたものにつきましては、後藤部会長にご相談をさせていただき、取りまとめていきたいと考えております。

また、来月７日に開催予定の総会でお示しする最終の答申（案）につきましては、今回の部会のご意見を反映させますとともに、文章等の精査を行いまして、後藤部会長にご確認をいただいた上で、お示しをさせていただきたいと考えております。

それでは、答申（案）を説明させていただきます。

まず、資料１の本文の１ページをお開きいただきたいと思います。この部分につきましては、「答申に当たって」の冒頭の言葉として、部会長とご相談をさせていただきながら記した部分でございますので、ご確認をいただければと思います。

引き続きまして、各章につきましては概要版で全体のご説明をした後、前回の部会で委員のご意見、またこの間の部会長のご指導等を踏まえて変更した内容につきまして、答申（案）の本文のほうでご説明をさせていただきます。

それでは、第１章からご説明をさせていただきます。

【事務局】　　それでは、第１章、現状と課題につきましてご説明をさせていただきます。まず資料のほうでございますが、概要版資料左上にあります「東京農業を取り巻く状況」章立てで書いてはおりませんが、ここが第１章に該当いたします。また第１章の答申の構成といたしましては、枠内に記載してありますとおり、上段部の「経済・社会情勢の変化」、そして下段部の「東京農業の現状と課題」の２部構成としております。

まず、上段部の「経済・社会情勢の変化」についてでございますけれども、近年の動きといたしまして三つの内容について記載をしております。

一つ目といたしまして、「転換を迫られる我が国の農政」を見出しといたしまして、我が国の農業の情勢について触れております。我が国の農業につきましては、農産物の価格の低迷、あるいは生産コストの上昇によって収益が悪化し、また農業者の高齢化、後継者の不足といった問題が依然として解消されておりません。極めて厳しい状況にあるということです。

また、中長期的に世界の食料不足というものが懸念される中にあって、食料を外国に依存いたしております我が国の農業の体質、これからの転換が迫られていること。

そして、こうした状況に対処するために、国は戸別所得補償制度、あるいは６次産業化など、農政を大きく転換させて農業の再生を図ろうとしていることをうたっております。

次に、二つ目といたしまして、その下にあります「揺らぐ食の信頼」を見出しといたしまして、食の安全にまつわる情勢について触れております。

近年、食品分野におきましては、事故米の不正転売、あるいは牛肉等の産地偽装表示など、利益を優先した企業体質が招きました事件が発生をしておりますこと。また加えまして、原発の事故発生に伴いまして、国産農産物の安全性に対する信頼が失われつつあること。

そして、こうした食品への不安を払拭し、食の信頼を回復させるために、国や地方自治体、あるいは民間企業など、さまざまな主体が相互に連携し、将来を見据えた対策を着実に講じていくことが急務となっていることをうたっております。

続きまして、三つ目といたしまして、「都市農業・農地に対する評価の高まり」を見出しとし、多面的機能を踏まえた都市農業・農地に関する地方自治体、あるいは国の情勢について触れております。

多面的機能を有する農業・農地につきましては、限られた地域に人や建物が集中します都市、この都市においてこそ評価が高まっております。特に地方自治体の動きといたしましては、都内におきまして都市農地保全推進自治体協議会、あるいは全国的には全国都市農業振興協議会などが設立されまして、都市農地の保全のための動きが活発化しております。

そのことと、また国におきましても、国土交通省、あるいは農林水産省におきまして、都市の農業の制度や、あるいは政策等の議論が進められていることをうたっております。

続きまして、下段部の「東京農業の現状と課題」について説明をいたします。概要版では、スペースの関係から答申の内容すべてについてはちょっと記述はできませんが、まず現状といたしまして、「地域特性を活かした特色ある東京農業の現状」を見出しとし、都市地域から、あるいは山村、島しょ地域まで、さまざまな地域の中で農業が営まれていると。

また、他県の農業とは異なりまして、野菜類を中心に、果樹、花き、植木、あるいは畜産物などが生産されており、バラエティーの豊かさというのが東京農業の特徴であることを記載しております。

また、意欲的な農業者が多い現状につきまして、認定農業者、あるいはエコファーマーなどを例に増加傾向にあること。あるいは近年、非農家出身者が都内で就農していること。またこうした新規就農者の増加にも期待が寄せられることを記載しております。

一方、都民の視点といたしまして、農業に強い関心を持ち、また農家の作業を手伝うことで東京の農業を応援する都民、援農ボランティアが登録数としては 1800 名にも及んでおり、東京の農業の支え手の一つとなっているということも記述しております。

なお、以上挙げましたプラス面での内容とは別に、10 年間で 1330ha の農地が減少している状況など、マイナス面につきましても現状として触れて記載をさせていただいております。

さて、「東京農業が抱える課題」につきましてですけれども、現状で触れました農地の減少はもとより、東京の農業につきましては、収益性の悪化、あるいは後継者不足など、我が国の農業の持っている共通の課題に加えまして、都市化に伴います生産環境の悪化、あるいは高い税負担など大都市特有の問題を抱えております。このため課題につきましてもさまざまな点の課題がありますが、ここでは主に三つの点について絞らせていただきました。

まず、一つ目ですけれども、東京農業は 1300 人の消費者ともなります都民が身近にいて東京の暮らしをリードできるような環境にある一方で、新たな農業経営の展開の可能性

を秘めていることから、今後はこういった生産技術はもとより、経営感覚に優れた人材の育成や確保、あるいは経営体の法人化による経営体の強化、加えましてこのような経営体への農地の利用集積など、産業力の強化への取り組みが課題となっているということを記載させていただきました。

また、次に二つ目といたしまして、都民の食の一端を担う東京農業には、これからも安全な農産物を都民に供給する役割というものが期待されておりますので、生産・出荷段階で、民間、あるいは行政が一体となった農産物の安全性の一層の確保が課題となっていること。またこのような安全性に向けた取り組みに関する情報を都民の方々にも発信をして、食の信頼を高める取り組みも必要とうたっております。

最後に、三つ目でございますけれども、都市農業・農地が有する多面的機能についてでございますけれども、これらの機能をより一層、また持続的に発揮させていくためには、農業者の方々の負担の軽減をさせたり、あるいは農業者の方が利点、メリットを享受できる内容としていくことが必要と考えております。

このため、農業者、あるいは都民や行政などが地域において合意形成を行う機会、そういった場を創出するなどして、農業者の方々を支えていく環境づくりを課題として挙げさせていただいています。

以上のほかにつきまして、都市農業・農地に係る制度改善についても課題として記載をさせていただきました。簡単ではございますが、１章の説明は以上でございます。

②　答申(案)第１章についての審議

【後藤部会長】　ありがとうございました。

それでは、今説明いただいた第１章について何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

【野見山委員】　この資料２の要約版の位置づけについてお伺いしますが、今日はこの答申（案）について議論するということですが、この資料２というのは、今度の 11 月 7 日に予定されている総会での説明資料となる、またプレス発表でも使われるということでよろしいですか。

【事務局】　失礼いたしました。位置づけを説明いたしましせんでしたけれども、まさに野見山先生がおっしゃるとおりです。総会は本文とこの概要版を出させていただいて、概要版でご説明をさせていただきます。

【野見山委員】　そうなると、この資料２の一番左上のカラムにある「揺らぐ食の信頼」という部分で、事故米とか産地偽装表示の問題を２行に書いてあるのですけれど、こういうのも過去はありましたけれど、今現実問題としては放射性物質の汚染問題というのが私たちに緊急かつ重要な問題となっていて、本文のほうには書いてあるのだけれど、こちらのほうにどうして要約していないのか。また、第３回の答申（案）には、この事故米とか産地表示の記述はなかったように思うのですけれど、この辺りを少し確認いたします。

【事務局】　原発に基づきます放射能汚染について、あえて削除する目的でここに載せたわけではなくて、やはりスペース上の問題で除きました。前回からの議論の中で、この不正転売等について、前段階でお示しした素案の中には列記はしていなかったのですが、その後事務局においていろいろな議論を繰り返してやっていく中で例として挙げさせていただいたところです。決して放射能汚染を削除する目的はありませんので、この概要版に

つきましては、その部分を書かせていただきたいと思っております。
【野見山委員】　放射能汚染、放射性物質の問題は、もちろん食の安全性の問題ではありますけれど、一番の被ばくを受けるのは農業者ですよね。ホットスポットの中で作業をする。また粉じんや泥を吸い込んで内部被ばくになる。ですからそんな意味でも、この要約版に放射性物質の問題、放射能汚染の問題がないというのは、いかがなものかなと思います。
【事務局】　そこは改善させていただきます。
【後藤部会長】　ほかに第１章について。はい、お願いいたします。
【矢野委員】　4 ページの③の地産地消の潮流の所ですけれど、学校給食のことが触れられています。全体的に少しずつ数値が具体的に示されていて、どういうふうに進んでいるかが割と分かりやすいのですが、学校給食に関しては進んでいるというふうに捉えていますけど、やはり共有化する意味でも、取り組みが進んでいることを分かるような数値を少し入れていただきたいなと。
【事務局】　そうしましたら、事務局のほうで少し検討させていただいて、入れられる努力をさせていただきます。
【後藤部会長】　はい。ほかに第１章についてありますか。
【白石委員】　現状と課題の中で、減少の進む農地という現状がありますけれども、減少していく原因の多くが､もちろん税制の問題もありますが､お勤めを皆さんされてしまって農家に後継者がなかなか育たない。農家の後継者はいるのですけれども、農業の後継者がなかなか育ちにくい状況があるのかなと。私はやはり色々な意味で、農家を継ぎつつ農業をやっていくことが、都市農家の後継者にとって極めて賢明な、色々な意味での選択であるというふうに思っているのですね。
　ただ、現状としてはなかなか農家の子弟の皆さんが、農業経営をされているお父さん方も含めて、積極的に「農業を誰かやらないかい」という方向が出てこない現状が結構大きいのではないかなと思っているのですね。その辺りのところを、やはりそこの現状と課題の中に触れていただいたほうがいいのかなと。そこで新たな東京農業の展開を図る体制づくりの中で、この方向性を、どうやったら後継者を育成することができるのか、1 回外に行ってしまった後継者が農業のほうへ帰ってくるような選択をしてもらえるかという方向を、少ししっかりうたっていただけたらと思っています。
【小坂委員】　農家の後継者がいて農業の後継者がいないって、どんな違いがあるのですか。
【白石委員】　農家の後継者がいて農業の後継者がいないというのは、サラリーマンであってお墓を守っていったり、家を継ぐという。家にいて家を守っていくということはするけれども、その人が農業をやるかというとやらないと。そういう意味ですね。
【小坂委員】　どうもすみません。ありがとうございました。
【後藤部会長】　ほかに第１章についてございますか。
　それでは、私から検討していただくということで、読むとまた少し出てくることがあったりして、すみません、2 点だけ。
　一つですけれども、事実の問題としての記載ですが、4 ページの④の減少の進む農地、この答申が何年間使われるかということとも関係していることですけれども、この一番最後に、例えば事実の問題として、そのことが農地の減少に与える影響というのは、現在の時点では十分予想はできないけれども、生産緑地の耕作義務の課せられている 30 年というのをやっぱりそう遠くない時期に迎えるということ自体は、事実の問題として記載して

おいたほうが、後になってこれを読んだときに、やっぱりこういう問題も今の時点で考えておかなくてはいけないというようなことを気が付くという意味で、少しこの④の所の一番最後に記載しておいたらどうかと思いました。

それで、これは本当に相続分の納税猶予にどのくらい現実の問題として則るかとか、そういうことによって、30 年来た後の影響というのはまだよく分からない面があるのですけれども、30 年来るというのは一つの節目ですし、簡単に事実の問題として、そのことを少し入れておいたらどうかというのが一つです。

それから、これも事実の問題として、2 ページ目の（1）の一番最後に、1 行でも 2 行でも TPP の問題についても少し触れておいたらどうかと思いました。つまり（1）の一番最後に、浮上している TPP の参加問題というのが日本の農業の衰退を一層進化させるのか、あるいはこれを契機に再生を図るのかという、そういう点で大きな議論を呼んでいるのかというかたちで、事実の問題として、評価は抜きにして TPP の問題も大きいですので、これを読んでいただける人に知っていただくという意味で、そのことも事実の問題として書いておいたらどうかと。

その 2 点ですね。2 ページ目の（1）の一番最後と、4 ページ目の④の一番最後に、その二つを簡単にでも書き加えたらというふうに思いました。

【事務局】　今頂きました点も入れるように検討させていただきます。

【後藤部会長】　ほかに、第 1 章のこの情勢についていかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、また一番最後に戻りますので、その時にご意見をもう一度頂くことができると思いますので、第 2 章に進ませていただきます。

第 2 章の説明をお願いいたします。

③　答申(案)第２章についての事務局説明

【事務局】　それでは、第 2 章のほうも最初に A3 の資料 2 の概要版、全体のポイントをこれで説明させていただきます。

それで、そこの「東京農業の振興方向」の下に、『東京農業の持つ潜在力を発揮した力強い農業の推進』という記述があります。今回これを東京農業を振興していく上での新たな視点といたしました。詳しくは本文のほうでご説明をさせていただきます。

次に、三つの進行方向がそこに書かれておりますけれども、まず「東京農業の特性を活かした産業力の強化」でございます。この産業力につきましても、いろいろと委員からご意見を頂きましたが、「特性を活かした」という文言を加えますとともに、本文のほうで委員のご意見を反映させていただいております。

この中の、まず「東京のポテンシャルを活かした魅力ある農業経営の確立」では、農産物加工、サービス分野への経営の多角化、都民ニーズを開拓した新しい農業経営の確立、農商工連携などを掲げております。

また、「東京オリジナルの商品開発とブランド化の推進」では、相談から商品開発に至る総合的支援の強化、新品種の研究開発やブランド化の推進を掲げてあります。

また、「意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成」では、農業者の技術力、経営力を高めるための支援体制の充実、意欲ある都民や企業の援農ボランティアを担い手として育成としております。

「農業生産基盤整備と農地の保全・利活用の促進」では、地域特性に応じた農業生産基

盤整備、農地の利活用を促進する仕組みの充実強化を掲げております。

次に、二つ目の柱でございますけれども、「都内産農産物の安全・安心の確保と地産地消の推進」です。

まず、「農産物の安全・安心確保に向けた取り組みの充実・強化」では、生産技術の開発と普及、農薬や放射性物質などの継続的調査、情報発信の充実を掲げております。

「都内産農産物の地産地消の推進」では、都心、多摩、島しょなど、東京全域をエリアとした地産地消のネットワークの整備、販売チャンネルの多様化を掲げております。

「環境に優しい農業の推進」では、環境負荷を低減する技術の開発と普及、制度の再構築を掲げております。

「植物防疫・家畜防疫対策等の強化」では、ウメ輪紋ウイルス病等農産物の病害対策、口蹄疫等家畜伝染病の危機管理体制の強化、獣害防止対策の強化を掲げております。

次に、三つ目の柱の「豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献」でございます。

まず、「農業・農地を活かしたまちづくりの推進」では、多面的機能を一層開拓・発揮したまちづくりの推進、都民と農業のふれあいの場の充実、防災機能発揮のための取り組みの推進を掲げております。

「都内産農産物や農業体験を通じた食育の推進」では、学校給食への提供や農業体験学習の充実、幅広い主体による多様な食育活動の推進を掲げております。

「都内産緑化植物で都市緑化を推進」では、都内産緑化植物の流通を促進し、花と植木の地産地消を推進としております。

「都民とともにつくり育てる東京農業の推進」では、各地域で農を通じた人の交流の活発化、都民と農業者の相互理解の促進、都民や農業者の声を活かす仕組みの充実を掲げております。

次に、本文のほうをご覧いただきまして、前回からの変更点につきましてご説明をさせていただきます。

まず、7 ページでございます。ここは、冒頭ご説明いたしました農業振興の基本的な考え方を記しました。ここでは各委員からのご意見を踏まえまして、東京農業が産業面での発展や食の安全・安心と地産地消、また多面的機能を発揮した都民生活への貢献などについて多くの可能性を秘めており、東京の農業の振興に当たってはこうした潜在力の発揮が重要であることから、「東京農業の持つ潜在力を最大限発揮した力強い農業の推進」を新たな視点といたしました。

次に、8 ページからは、委員のご意見を反映させるとともに、全体的により分かりやすい説明となるよう文章を精査いたしました。

まず、東京農業の特性を活かした産業力の強化につきましては、前回、「東京農業力」という言葉を使いましたけれども、委員から分かりにくいというご意見を頂き、これにつきましてはいろいろご意見がございましたので、部会長にもご相談させていただきまして、このような表題とさせていただきました。

また、③の所でご議論がありましたけれども、「小規模農家を含むさまざまな経営規模の農業者が、それぞれの農地の利活用と生産活動を活発化する取り組みを地域で連携して推進」という表現を盛り込みました。

（2）の商品開発とブランド化の推進では、冒頭に具体例をお示しいたしました。

次に、10 ページでございます。10 ページの（4）の②の農地の保全と利活用の促進でございますけれども、これにつきましては 11 ページのほうの 2 行目から 3 行の記述を加えております。生産緑地の追加指定と、公共事業により農地が収用される場合の対応策につ

いて検討という記述を加えております。

次に、11 ページの 2 の都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進では、委員から農地の放射性物質の除染というものを加えるべきというご意見がありました。これにつきましては、今後農水省のほうとも連携して都内の農地土壌について調査を行う予定となっておりますけれども、こうした結果を踏まえて対応することといたしておりますので、現段階では②の本文の表現の中で、土壌、堆肥、飼料ということで記載がありますので、この中で読み込んでいただければと考えております。

次に、13 ページでございますけれども、環境保全型農業につきましては、①として技術の開発と普及、これを付け加えております。

次に、14 ページの③の農作物の獣害防止対策の強化では、電気柵の設置、捕獲、生息調査というような具体例を付け加えております。

14 ページの（3 の）②の都民の農業のふれあいの場の充実では、前回 2 項目であったものを福祉分野の記述も統合して、ここは 1 項目というふうにしております。

次に、15 ページの（③の）農業・農地の防災機能の発揮につきましては、委員のご意見を踏まえまして文言を修正してございます。冒頭の「今後発生が想定される大規模災害時」という表現、また途中に「地域住民に供給できる体制を整備」という表現にいたしました。

④の美しい農の景観の創出では、各種都市計画的手法の活用というような内容を加えました。

（2）の都内産農産物や農業体験を通じた食育の推進でございますけれども、前回 2 項目としてお示しした学校給食と農業体験学習を①として統合して、新たに③といたしまして「多様な食育活動の展開」という項目を追加いたしました。

主な変更点は以上でございます。

【後藤部会長】　　はい。ありがとうございました。

それでは、第 2 章についてご意見を頂きたいと思います。

④　答申(案)第２章についての審議

【矢野委員】　　幾つかありますので、ページを追って。

7 ページですが、今回の答申は全体的にかなり強力に進めていくという意志を非常に強く感じるわけですが、それなのに 7 ページの最後の所に「東京農業の振興に努めていく」という、意欲が少し下がってしまう言葉なので、ここはやっぱり全体のトーンとして、「進めていく」だと同じような感じになるので、積極的に取り組む状況の言葉に変えていただきたいと思います。

それから 8 ページの一番上の（1）の「ポテンシャル」という言葉が、私はあまりまだなじんでいなくて、皆さんのところで既になじみのある言葉とか都民にも割と広まっている言葉でしたらいいのですが、これが分かりづらいのであれば、やはり「総合力」とか何かほかの言葉に変えたらいいのか、ちょっとご検討いただきたいと思っています。

それから、同じ 8 ページの（2）の所のブランド関係ですけれど、「TOKYO X 豚」も東京のブランド品としてはあったと思うのですけれど、ここのところはホームページで少し取り扱いのことが何か説明があったような気がしているのですけれど、そのことも含めてちょっと X 豚の扱いをどうされるのかをお聞きしたいと思っています。

【後藤部会長】　　はい。では、答えられる部分、特に X 豚の所なんか。

【事務局】　　最初に「努めている」ですね。これはおっしゃるとおりで、少し力強い言葉を検討させていただきます。

「ポテンシャル」につきましては、都庁の中ではかなり浸透している言葉ではございますけれども、ひょっとすると一般の方にはなじみがないのかなという気もしないでもないです。

ただ、ポテンシャルは、なかなか日本語で一言で言い表せないと思います。「活力」とか「潜在力」とか、そういったもろもろのものを包含したような言葉として使っておりますので、少し部会長ともご相談させていただければと思います。

あと TOKYO X につきましては、これも東京のブランド豚として全国的に売り出しているものなので、記載については検討させていただきます。

【後藤部会長】　　ほかにはよろしいですか。

【野見山委員】　　11 ページの下から二つ目の②ですけれど、これも第 3 回の答申（案）とまるっきり同じですよね。今ご説明いただきましたけれど、検査を徹底するというのはいいと思いますけれど、その次の「土壌や堆肥、飼料などの生産段階での安全性を含め、さまざまな面から安全確保に取り組む」とは、何をどういうふうにやるのか分からないですよね。

神奈川県の農家の話によれば、今年の落ち葉には相当放射性物質がたまっているという話で、東京の有機農業農家というのは緑化木の落ち葉を堆肥にして利用していますよね。

ということは、かなりそういった落ち葉堆肥を利用することの危険性みたいなものが、私などは危惧するわけです。そういう土壌の検査、落ち葉などの放射性物質の検査などは、市や区に任せるのではなくて、やっぱり東京都が率先して取り組んでいくという姿勢を示さないと、これは本当に農業者自身の問題でもあるし、消費者、都民の問題でもあると思うのですね。

何をするか分からないというのも問題ですが、分かっていて何もしないという不作為の故意も犯罪ですね。放射性物質により汚染されているのが分かっていても、何もしなかったというのは、将来、行政訴訟になるかもしれません。この辺りをしっかり、プランだから書いてほしいと思います。

【事務局】　　そうですね。これはやや抽象的な書きぶりですけれども、現実的にはまさに野見山委員が言われた、やっぱり落ち葉堆肥が非常に放射性物質が出る可能性が高いということで、検査を実際としては東京都が行っております。その辺りも具体的に、多少踏み込んだ書きぶりについてはご検討させていただきたいと思っております。

【事務局】　　今のご指摘について具体的なことを少しご説明、補足をさせていただきますと、落ち葉・剪定枝等については今は新たな生産流通はしないということで、東京都のほうからそういうものをつくっている方には通知をしてお願いしています。今はストップしている状態です。検査したものしか使わないということで、今はそういう対応をしておりますので、今後の例えば堆肥の生産についても安全なものになるような生産をしていただくように、いろんな技術的な助言等を行う予定でおります。そういう具体的な事例も盛り込むように、相談させていただきたいと思います。

【後藤部会長】　　よろしいですか。

それでは、ほかの所について第 2 章に関してございますか。

【白石委員】　　先ほど申し上げている同じ所、関連していますけれども、9 ページの（3）です。東京農業を支える意欲ある担い手、多様な担い手の確保育成ということで、意欲ある優れた経営力や技術力を備えた担い手は確かに不可欠ですけれども、先ほどの関連で、

その前に意欲を喚起していく、後継者になっていくことを、後継者に目を向けていただくことがやっぱりどこかで進めていく必要があるのかなと。そこから意欲を持って、「さあ、家へ帰って家業を継ごう」というところから、優れた経営力や技術力を学んでいくかたちになると思いますよね。ですから優れた経営力や技術力は必要ですけれども、その前段の何か言葉が先ほどの話と関連して欲しいなと。

一連して、結果的に新たな担い手は、島しょとか西多摩の部分では、新規就農というのは非常に現実的には考えられるわけですけれども、都市的な地域においてはやはり中々新規就農というのが難しい状況の中で、いかに農家の息子さんに就農の方向へ目を向けてもらえるかということがまず一段階で必要で、最初から優れた経営力や技術力を期待してしまうと逆にハードルが高過ぎて、戻っていこうという目を向けにくいのかなというそんな不安を感じていますので、この辺り何か、うまい書き方は私たちは見つからないのですけれど、少しご検討いただけるとありがたいと思います。

【津国農林水産部長】　　モチベーション的なところですか。

【白石委員】　　そうなんですね。そういうところじゃないですかね。気持ちを都市農業に。

【津国農林水産部長】　　継いでもいいなあという感じの。

【白石委員】　　継いでもいいなあって、漠然とだけれども、やっぱり家に帰って。例えば栗原委員がいらっしゃいますけれど、三鷹のご出身ですよね。

【栗原委員】　　はい。

【白石委員】　　三鷹の地域というのは、そういうモチベーションが代々培われていまして、ですから農家の倅はサラリーマンをやっていても、10 年、15 年したら必ず帰ってこないと、その土地で住んでいて気恥ずかしいみたいな雰囲気があると私は聞いています。

なかなかそういう地域はまだ少なくて、そういう、三鷹に学べみたいな、ちょっと例えが良くないのですけれど、どうやったらそういうモチベーションがみんなに、先輩方の、つまり後輩に「おまえら帰ってこいよ」と言わせる、それからお父さん、お母さん方が「いや、いずれおまえきちんと家業を継いでいくことが、極めておまえの人生にとって重要なことだぞ」ということを、なかなか周りが言えなくなってしまった環境があります。そこを何か手立てはないものだろうかと。例えば、それは JA のお仕事であったりするのかもしれないですけれど、そこの入り口の所を開基する後押し、プッシュするものが必要じゃないかなと感じています。ちょっと抽象的ですみません。

【矢野委員】　　関連して。

【後藤部会長】　　はい、どうぞお願いいたします。

【矢野委員】　　新たな担い手を育てるというのは、消費者団体もそうですけれど、いろいろな場面で課題にはなっている。そういったときに、一方ではすごい先進的な取り組みをしている意欲的な方たちもいらっしゃるわけです。

そういったときに、いつも事例を交流し合ったり、そういうことを学ぶ機会を持ったりしているということで、ここで言うと 9 ページの②の所に少しそのニュアンスが入っているかなと思いますけれど、(3) の全体の所では、そういった支援体制の所に、やはり交流とか事例の発表とか､既に頑張っていらっしゃるところにどうしたら自分も近づけるのか、そういった学べるものがいっぱいあると思うのですね｡そういう場を一緒に交流し合って、共有し合うことで、さらにもっと仲間に、輪に入っていこうかという人を後押しできるというところでは、②に書かれた育成のところの交流とか、そういったことを少し言葉に入れ込むのはいかがでしょうか。

【事務局】　　それでは今、白石委員、矢野委員が言われたことを踏まえまして、少し工夫させて記載させていただきます。
【中山委員】　　よろしいですか。
【後藤部会長】　　はい、どうぞ。
【中山委員】　　全体的には、第２章で東京ならではの取り組みにはずいぶん力を入れていただいている感じがするので、すごくいいなと思いますけれど、まず今、白石委員から話があった点ですけれど、私も本当に同感な気が、うちは農家ではないのですけれど、そういうふうに思いますね。まずは農家の育成者、農家の中の担い手、次の人を育てていくということが柱であるべきだと思うので、第１章の所にも修正を加えていただきたい。

第２章について、これは担い手がすごく能力を高めないと駄目なような、ハードルを上げているだけのような感じがするのですね。ですから東京農業の経営環境といいますか、そういうものを高めて、ご本人にももちろん頑張ってもらうけれども、農業を仕事として選んで十分魅力ある生活ができるような、そういう環境を整えていくことについても周りも応援しますよというものを一つ触れていただいて、まずは農家の中のお子さんたちが農業を継いでいける環境を整えていくと同時に、豊富な都民という人材バンクみたいなものを活用して、新たな農業の担い手についても確保育成していくというものは、きちっと位置づけをはっきりしたほうがいいのかなというような気がいたします。

それからもう一つは、12 ページの（3）の環境に優しい農業の推進、これは新しく入れていただいたのですよね。すごくいいことですけれど、なぜ環境に優しい農業を推進するのかというところも一言入れて、例えば「東京農業のブランド力を高める」とかですね。

やはり生き残り競争みたいなものになるのだと思いますね。後藤部会長が触れていただいたような TPP の問題もあるわけですけれど、全国的な米作農家の問題と比べれば影響はずいぶん違うのかもしれませんけれども、ぜひとも東京の農家の良さというものをはっきり出していく方向性として、環境に優しい農業とか、そういうものに配慮したものをきちっと打ち出していくというようなことを出すと、単なる網羅的に触れているというのではなくて、より農業を高める、農業の産業力としてのポテンシャルを本当に引き出すための方向性として、それが必要なんだということを伝えることになるのではないかと思いました。
【後藤部会長】　　ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは少し私のほうからも。全体として東京農業の特徴ということを重視しているから、そこのところに配慮して少し書き加えたりされたので、非常に良くなっていると思います。

その上で、やっぱり全体を読んでいくと、生産力を高めるとか、そういうトーンがある程度強く出てきている部分も多くあるというふうに思って、例えばせっかく（1）の 3 の所で、そういう農家だけではなくて規模の小さい農家も、それから前書きの答申に当たっては、農家の特性とか地域の特性を活かして、そういうものがすべて持っている潜在力を発揮するということが必要だということが書いてありますよね。

しかしながら、この概要版の東京ポテンシャルを活かした魅力ある農業経営の確立という所には、①、②ぐらいの所の内容は要約されているとは思うのだけれど、今言ったような部分が少し出てこないかなと。

その部分を要約版について入れていただきたいということが一つと、それから白石委員がこれでオーケーと言ったからそれでいいのかもしれないけれど、私から見ると、「意欲と経営者マインドにあふれる農業者」というのは、それだけでは白石委員を表現、あるいは

白石委員のような方を東京農業の本当に大切にしていく農業者というふうに考えると、意欲と経営者マインドにあふれる農業者という表現で十分しているのかなという感じがしていて、もう少し農業に対する愛着とか、そういうものをその根底に強く持ちながら、だから地域のいろんな人ともコンタクトを持ちながら意欲と経営者マインドを発揮しているので、このあたりもうまい表現があるかどうか分からないのですけれども、東京の農業者を表現する言葉というのを少し工夫できたら工夫していただきたい。

それから、同じようなことですけれども、農業の生産基盤の整備という所でも、少し①とか②という所について言うと、やっぱり東京ならではの観点に立った生産基盤の整備という観点も出てきていると思いますけれども、(4) の最初の所では、効率的で生産性の高い農業を展開するための生産基盤の整備というのが一番前面に出てきていて、それが中心になることは事実ですけれども、やっぱりもう少しここも東京の農業の発展のために必要な生産基盤の整備というふうになると、それだけではなくてもう少し配慮する面があるのではないかと思うので、その分も書いて一つ付け加えていただくといいのかな。

それから、9 ページの一番最後の東京オリジナルの研修制度の、この「オリジナル」ということも、もう少し分かるように。これは全く分からないので、どこがオリジナルかということを少しでも想像できるようなことを入れていただくといいのかなと思いました。

多くなりましたけれど、そんなところを少し工夫していただけたらと思います。

【事務局】　それでは、概要版への記載についてはそのようにさせていただきます。

また、あとの 3 点につきましても工夫をしていきたいと思います。

また、先ほど中山委員が言われましたことについても工夫をさせていただきます。

【後藤部会長】　ありがとうございます。

第 2 章についてはよろしいですか、それでは第 3 章をお願いいたします。

⑤　答申(案)第３章についての事務局説明

【事務局】　それでは、第 3 章、制度改善につきましてご説明させていただきます。資料につきましては、また概要版のほう、つまり資料左下にあります「都市農業・農地に係る制度の改善」、ここが第 3 章になります。こちらをご覧いただきたいと思います。この答申の構成といたしましては、第 3 回の部会でお示しした構成からは変更しておりません。

まず、左側の所にあります「都市農業・農地の現状と再評価の動き」についてでございますが、ここには「農業者の危機意識と経営向上への意欲」という見出しの下に、相続に伴います農地への減少への危機感、あるいは生産緑地での借り受けの意欲など、東京都が実施しました調査等に基づきまして、少し明らかになった農業者の方々の思い、あるいは意識について記載をしております。

また、下段にありますとおり「都市農業・農地に関する国の動向」を見出しといたしまして、国交省の審議会報告、あるいは農水省の計画等におきます都市農業に係る箇所の内容についての記載をさせていただいております。

次に、その右にあります枠に記載しております「都市農業・農地の位置づけの明確化」についてでございます。都市農業・農地が持続可能な有用な存在としてその機能を発揮していくためには、都市政策と農業政策の両面から明確に位置づけることが必要であること。

また加えまして、都市農業の振興と都市農地の保全に関して、採るべき法制上の措置等を規定する「基本法」の制定が望ましいことを本文のほうで記載させていただいておりま

す。

最後に、一番右の枠にあります「都市農業・農地の制度の改善」についてでございますが、先ほど申し上げました都市政策や農業政策における位置づけ、あるいは根拠法の制定に加えまして､国の制度改善に向けた取り組みとしまして三つの内容を記載しております。

まず一番上の「生産緑地制度の改善」についてでございますが、都市農業・農地は多様な機能を果たしていますけれども、その求められる機能というのも地域によって異なること、また農業経営面での農地の規模も地域によってさまざまであることから、生産緑地の面積要件につきましては、地域の実情や必要性に配慮して引き下げを可能とすべきと言う内容にしております。

次に、上から二つ目の「特定貸し付け制度の生産緑地への適用拡大」についてでございますけれども、特定貸し付け制度の適用の前提となります経営基盤強化促進法に基づきます貸し付けにつきましては、市街化区域は対象となっておりません。

ただ、農地の効率的な利用を確保して経営体の強化を図るという課題は、都市、あるいは地方を問わず重要な課題でもございますので、市街化区域の生産緑地についても経営基盤強化促進法の対象地域として貸し付けを可能とすべきという内容にしております。

三つ目といたしまして､「相続税納税猶予制度の適用拡大など相続税の負担軽減措置」についてでございますけれども、相続税納税猶予制度は農業を継続していく上では欠かせない制度でございます。その上で、農業経営上不可欠な農業用施設用地等については制度の対象外であることから、一定の用途制限の下、農地以外の事業用地等も拡大して相続税の負担軽減措置を講ずる必要があるという内容にしております。

以上、申し上げましたとおり答申の構成については変更しておりませんが、委員の皆様方から頂きましたご意見を踏まえまして答申の本文を修正しておりますので、本文に沿いまして少し説明をさせていただきたいと思います。

本文のまず 20 ページをお開きいただきたいと思います。20 ページの下のほうにあります 2 の都市農業・農地の位置づけの明確化についてでございますけれども、まず文章の構成といたしまして、21 ページのほうにもわたりますけれども、大きくは（1）都市政策としての都市「農地」の位置づけという見出しの下に整理して、また（2）といたしまして、農業政策としての都市「農業」の位置づけというふうに区分をいたしまして記載をさせていただきました。それぞれの政策での位置づけが必要であることを理解しやすいように改めさせていただいております。

また、その（1）の上に「加えて」というふうに文章で書かさせていただきましたが、基本法につきましては、基本法としてのイメージが湧くように､「法に盛り込まれるであろう」を具体的な内容といたしまして､「政府が採るべき法制上の措置」と、そういった文言を加えさせていただいております。

なお、前回にお示ししました答申（素案）では､「市街化区域の定義を見直して」というような文言を入れさせていただきましたが、文言を入れる根拠としておりました国土交通省の都市計画小委員会での内容が経過報告段階ということもございますので、そういったことを踏まえまして事務局で検討した結果、その定義の見直しにつきましては素案から削除させていただいております。

続きまして、21 ページの 3 番の都市農業・農地の制度の改善、(1) 生産緑地制度の改善についてでございます。前回にお示しした答申（素案）では､「生産緑地は公共施設等の保留地」という文言を入れさせていただいておりましたけれども、その書き方があまりにも公共施設等保留地という位置づけのみの生産緑地みたいなイメージが印象を与えかねない

部分でもございましたので、その点を少し配慮して、文言をちょっと柔らかくして修正をしております。

それから、22 ページをお開きいただきたいと思いますが、(3) 相続税納税猶予制度の適用拡大の部分の内容についてでございます。前回第 3 回の部会におきまして複数の委員の方々から、相続税の納税猶予を農業施設やその用地、あるいは屋敷林等にも拡大していくことについて明言するのであれば、同時にそれを転用することを防いだり、あるいは所有権や利用権を制限をしたり、あるいは生産緑地について終生営農のようなものをしたり、あるいは都民への開放、そういったものを求めるべきではないかという、財産形成の面でのお話のご意見を頂いております。

このため、本文からは、記載内容から「農業施設」というところにつきましては削除をいたしております。農業施設の用地は入れておりますが、農業施設については削除をしております。

また、文言といたしまして、先ほどの制限等の中でのご指摘を踏まえまして、「一定の用途制限の下」ということを加筆をさせていただいております。

なお、屋敷林についてでございますが、委員の方々から、「緑地保全の観点から言えば、対策が別にないこともない。基本は、やはり農地を守るという原点を大事にするべきではないでしょうか」というご意見を頂いておりました。今回の中ではそのこと、緑地の確保という観点プラス、農業の事業承継の両面から、いわゆる農業の事業として必要な屋敷林という視点も踏まえておりますので、今回の答申の本文からは「屋敷林」というのはそのまま載せさせていただいております。

説明は以上でございます。

【後藤部会長】　　ありがとうございました。

それでは今説明していただいた第 3 章について、ご意見をお願いいたします。

⑥　答申(案)第３章についての審議

【矢野委員】　　全体的な制度の改善に関して、ここではないのですけれど、25 ページの所に、都民の役割が上のほうに書いてありますね。5 行目から、「都市農業・農地に係る制度問題については、その課題を農業者と共有し、農業者とともに改善策を国に求めていく」という、非常に迫られて、都民はすごい頑張らなければいけないかな、これは大変だというような受け止めがあったのですけれど、となれば余計に税制のことについて都民が理解を進めていかないと、やはり通常生活している中で農家の方たちの状況を見ていると、中々そこがすんなりはいかないと思いますよね。

税金をどう負担するか、それから今は税に対して国民の厳しい目がある中で、それから今後消費税が上がるかもしれないとか、さまざま自分たちにもたくさん課せられるものが多くなっている中で、しかし一方で猶予をしていくということはどういうことなのか、それをしっかりと理解し、なるほど、そうだという上で一緒に国に求めていけると思えますので、先ほどの 22 ページの所の例えば一定の用途制限の下というのは、推し量る範囲でしか今分からないので、もう少し例を入れて、やはりこの間、委員の皆様から意見が出て懸念される面が、確かに対応しているのだということをもう少し補足していただけるとありがたいかなと思います。

加えて、やっぱり 25 ページの国に求めていくの所までは、ここまで言われるときつい

なと思います。
【後藤部会長】　　はい。それでは答えていただけますか。
【事務局】　　今のご意見を踏まえまして検討させていただきたいと思います。
【後藤部会長】　　ほかに第３章についていかがでしょうか。
【野見山委員】　　今、矢野委員がおっしゃった意見に触発されて、私もそうだなと思いましたが、こういう農業や農地に関する制度を変えていこうというときには、それは運動だと思いますけれど、それは農業者や、こういった農業セクションの役所だけ、また中山委員のような議員の人たちだけで成り立つものではなくて、やっぱり一般の消費者、都民の人たちの理解がまずもって必要だと思いますね。ですから、この第３章の制度の改善はなぜ必要なのかということを都民の人たちに啓発していくということも、この中に盛り込まれてはどうでしょうか。
【後藤部会長】　　ありがとうございました。
　そうですね、その辺りはいかがですか。そういう視点をどこかに。
【事務局】　　都民啓発という視点で少し書いて、具体的には今のところ 22 ページの 4 あたりというような認識かなと事務局サイドでは思っておりますが、いずれにしてもどこかの章で入れさせていただきたいと思います。
【後藤部会長】　　はい。たぶん特に税の問題が大きいと思うので、(3) のどこかに、国民に対する、あるいは都民に対する理解を得ながらとか、理解を深めながらとか、そういうものをどこかに入れながら書いていくというのもあるのではないかなと思いますので。
　はい、ありがとうございました。それでは検討していただくということにしたいと思います。ほかにどうでしょうか。
【白石委員】　　今のと関連で、繰り返しになると恐縮ですけれど、5 ページの所で、都民の意識をアンケートによって得ているわけですよね。その時に「東京に農業・農地を残したい」と回答したのが 84.6%。
　つまりこの数字を見て理解は広がったというふうに考えてしまうと、やはりこれは問題ありかなと思いますね。ですから今のお話のように、これは正しい理解が広がっているのではなくて、何となく、そうか、緑も残ったほうがいいし、どちらかといえばマルかなというものを、よりある種存在を具体化していくという意味で、ぜひそこは加えていただきたいということは思います。
【後藤部会長】　　ほかにいかがでしょうか。
　少し細かい点もあるのですけれど、21 ページの基本法の制定の所ですけれど、私はやっぱり「加えて」だと、これがあって、これをやってもいいですよというかたちなので、そうではなくて、「そのためには」、こういうことをやるためには、やっぱり基本法の制定が望ましいという位置づけにしたほうがいいので、「加えて」というのを「そのためには」というふうに直していただけたらというのが 1 点です。
　それからもう一つは、その中で農業政策として都市農業を位置づけるというのは、やっぱり農業政策としては不十分なので、農業政策として都市農業を位置づけ、推進するというか、農業政策としてはやっぱり都市農業を推進するというのが農業政策ですから、位置づけるというだけでは、都市のほうは位置づけるでもいいのかもしれないけど、農業政策はやっぱり位置づけて推進するということまで題につけた上で、その中についても書いていくということのほうがいいかなと思います。
　その 2 点だけ、お願いいたします。
【事務局】　　仰せのように、ここは整理をさせていただきます。

【後藤部会長】　　はい、すみません。
3 章については以上でよろしいでしょうか。最後になりますけど、第 4 章についてお願いいたします。

⑦　答申(案)第４章についての事務局説明

【事務局】　　それでは、第 4 章についてご説明をさせていただきます。
まず、これも概要版をご覧いただきたいと思います。右下の「新たな東京農業の展開を図る体制づくり」ということでございます。ここでは、東京農業の振興を図っていく上で、農業者や都民、行政などがそれぞれの役割を発揮しながら連携協力していくことが重要であることから、その求められる役割につきまして整理・記載いたしました。
まず、農業者につきましては、新鮮・安全・安心な農産物の生産、多面的機能の発揮により地域に貢献。
また、農業団体につきましては、営農支援、農地の利活用や新規就農の促進。農業・農地を活かして地域貢献というようにしております。
都民の役割につきましては、農業者との相互理解を深め、援農ボランティアや新規就農を含めて東京農業の支え手として主体的に参画というふうにしております。
都の役割につきましては、各地域特性に応じた施策展開や新技術の開発・普及、区市町村は基礎自治体としてきめ細かな施策展開。
また、国につきましては、都市農業についても農業者が経営を継続できるよう、地域特性を考慮した施策展開というかたちで整理をしております。
次に、本文のほうをご覧いただきたいと思います。前回からの変更点につきましてご説明をさせていただきます。
まず、24 ページの 2 の都民の役割につきましては、委員のご意見を踏まえまして、一番下の行でございますけれども「新規就農」という文言を入れさせていただいております。
また、25 ページでは、「都民の主体的な参画」、また「子どもや高齢者、障害者、NPO など、幅広い都民との関わり」等の記述をいたしました。
なお、その下の制度改善につきましては、先ほどの矢野委員のご意見を踏まえましてちょっと検討させていただきます。
次に、東京都の役割の中でございますけども、この中では、やはり最近は技術革新の著しい時代ということもありまして、「東京都における技術の開発と普及」というのを加えさせていただいております。
また、国の役割の中には、文章の中に「食料自給率」や「地域経済」、「多面的機能」などの記述を加えております。
以上でございます。
【後藤部会長】　　ありがとうございました。
それでは第 4 章についてご意見をお願いいたします。

⑧　答申(案)第４章についての審議

【矢野委員】　　先ほどの制度改善については、決して消極的に対応しないということで

はなくて、むしろしっかり関わっていきたいけれど、しかし急に具体的に言われてもというところがあるのですが、実は 17 ページの所に、細かい意見を言って、「都民とともに」という言葉を入れていただいて、都民とともにつくり育てる東京の農業ということで、主体的に関われる要素を入れていただきましたし、それからたくさんの章の中で都民が関われる働きというか、具体的な手立てがかなり今回は提案されているのですが、それを受ければ 25 ページの所にもやはり「都民とともにつくる」という言葉をぜひ引用していただきたい、17 ページに折角章立てというか、項目で使っていただいているので、「ともにつくる主体者として」とか、そういった言葉を入れていただきたいと思っています。

先ほど白石委員から言われました 85％というのは、確かにある意味で希望の数値であったりしますが、85％そういうイエスを言った都民としては、やはりしっかりこれから関わっていかなければいけないぞというのもあるわけで、最後の文章については決して否定的な表現に変えるのではなくて、考慮していただいて、「その課題を農業者と共有し」とありますが、ここにやはり「理解を進め」も入れていただきたいと思っています。

【後藤部会長】　　はい、お願いいたします。

【中山委員】　　今の矢野委員の言葉は大変安心です。

そこで、矢野委員のご発言のところに関連してですけれど、それが適切かどうか分からないのですが、私もご指摘された都民の所の最後の 2 行が、ここにあることに何となく疑問が残るのですね。これはどちらかというと東京都の役割じゃないかなと。

だから国に求めていくときに、都民が農業者と意識を一体化させて国に求めていくとか、そういう環境を整えるとかいうことなんではないかなという気がします。もちろん結果的にそうなればいいわけですけれど、都民というのは誰か主体があるわけではありませんので、そういう面で、ここでもいいのかもしれませんけれど、最後の 2 行と合わせて、都の部分の東京都の所に持っていってもいいのかなという気もしないではないです。

それから、先ほどの 85％の話ですけれど、都民が緑があったらいいなと思う 85％、この数字を、これが緑でなければ民間企業とか反応しますよね。都民が 85％こういう方向を望んでいるというのが出てくると、それに設備投資とか反応があるのです。

ところが、緑に関しては、これは設備投資しても、どこで儲けるという話が出てくるので、緑に関しては、これはやっぱり行政が絡まなくてはいけないですよね。

そういう面で、全国的な農業の生き残りの課題と、東京農業の生き残りの課題というのは大きく違っていまして、やっぱりそこら辺では先ほど部会長がおっしゃられたように基本法の役割というのがものすごく大きくて、それは本当に「加えて」ではなくて、「そのためには」というそういう思いだと思いますけれども、そういうことで東京都のこの 25 ページの（1）の所に、そういう東京都の認識といいますか、改めて書き足し、1 行でいいですから書いておいていただきたいなと。やっぱり緑を守るためには、こういうことが必要だということを東京都として認識しているよと。

区市町村とか国の役割もあるでしょうけれども、いわゆる農業ということに関して言うと、東京は特化してこの都市農業の問題があるわけですね。そういう面で都の役割はものすごく大きい。別にどちらも安泰なわけではないのですけれど、本当に意味合いとしても東京に特化した問題になりつつあるので、そういうことを一つ入れて、やっぱり行政が絡まないと緑を守れないのだと。

実際に区市町村単位にしたって、農地を公園として自分の所で守りなさいといったら、大変な莫大な金が必要になるわけですよね。そういうことを農業者の方は自分の経営・生活の中で結果的に緑を守ってくれているわけですので、そういう面で少し一言何か加えて

おいていただければと思いました。
【白石委員】　中山委員のおっしゃられたことと関連ですけれども、農家が民営として、経営として農業を職業として展開する。そのことが結果的に地域のインフラとか緑とか食料供給とか、色々な役割を持っていることのわけですよね。
　でも、基本的に農業をある程度自立してやっていくということは、非常にそのためのコストがかからなくて済む。つまり例えばですけれども、相続税によって農地が国税に払われたと。そこで払われたのが交付金となって東京都に回ってきて、公園をつくらなければいけないという予算に回ったとすれば、それは極めて効率が落ちることになりますよね。農地のまま維持していけば、仮に 50 アールの畑がそこである一定の機能を持っているけれども、そこから得た税収によって公的な何か機関をつくろうと思ったら、その半分とか数分の１の施設しか結果的にはできないことになってしまう。
　だから、民間が自立して生きていくということが、いかに国や行政にとってもメリットを持っているものであるかということを少し具体的に整理して、そのことは確かに通用するのではないかなというふうに、この社会インフラ、こういう状況に、震災の後とか、これからこの国がどうなっていくかというときに、行政の予算も減っていく中で、その考え方そのものに対して、ここに農業が生きていくことによる公的なお金を伴った利益を生んでいるというところを、やっぱり認識していただけるとありがたいと思います。
【後藤部会長】　ほかには何かございますか。
【栗原委員】　すみません。まずは遅くなりまして、本当に申し訳ございませんでした。
　しつこいようですけれども、生産緑地の買い取り制度について、今はこの制度が実際には全く機能していない状況なので、今後 10 年ということを考えれば特に大事になってくると思うのですけれども、ここの生産緑地の買い取り制度を活かすためにはどうしたらいいのかというところの対策を、できれば具体的に盛り込んでいただければと思います。
　相続が発生した場合に、大なり小なりの農地を手放していくというのは現状、もう仕方がないことだと思っています。その手放した農地が宅地になってしまったら、もう農地には戻りませんので、それを持ち主が替われど畑として農地として残るというところを重視して、生産緑地の買い取り制度がしっかりしていれば市町村に買い取っていただいて、意欲ある農業者に貸し出しをしていただくなり、市民農園として使っていただくなりということはできると思います。
　とにかく宅地になることを防ぐためにも、買い取り制度を何とか使える制度にしていただければと思いますので、そこのところの対策をできれば具体的に盛り込んでいただければと思います。
【後藤部会長】　ほかには何か。はい、よろしく。
【事務局】　すみません。そうしましたら制度改善のところにもかかわってくる話になりますので、本答申案の本文に「買い取り」という文言は入れてはおりませんが、区市が農地として買い取れる仕組みとなるように配慮した制度改善という提案をしております。
　具体的には、先ほども少しご説明をした部分ですけれども、概要で言えば、制度改善の所の左下を見ていただきたいのですけれども、まず都市政策面での位置づけということと、それからその枠の右側にある特定貸し付け制度の生産緑地への適用拡大の内容です。この二つをもって、区市が実質的に買い取れる制度ということで、制度設計というのは少し言い過ぎですけれども提案の内容とさせていただいています。
　特に、制度改善の所についてですけれども、特定貸付け制度の内容については、繰り返しになりますけれども経営基盤強化促進法の対象を、市街化区域、あるいは生産緑地へ拡

大するという内容にしております。

この効果につきましては、ここでうたっているように納税猶予制度の相続税面での特定貸付け制度に乗れるという効果が出る一方で、この経営基盤強化促進法が対象となることによって、市町村が農地利用集積円滑化団体というふうになって、農地を実質的に取得ができるということになります。本来、農地法では農地を取得することができないのですが、経営基盤強化促進法を市街化区域に位置づけられることによって市町村が農地を買い取れるという状況になっています。

ですので、買い取りというところでの文言は入れていないのですけれども、実質的にそこを担保できる制度というかたちで提案はさせていただいている状況です。

【後藤部会長】　何かありますか、いいですか。

【栗原委員】　できれば財源等々のことについても突っ込んでもらえると、本当はうれしいのですけれど。そこが一番、実際にはネックになっているのではないかと思うのですが。

【事務局】　はい。やはりおっしゃるとおり買い取りに当たっては当然、市が財源措置をしなければいけないので、財源面での障壁といいますか、そういう点は十分にあると思います。

一方で、現行の生産緑地制度で買い取り申し出があった後に買い取れない理由の一つといたしましては、買い取った後にその区市がその農地をどのように使っていくかという利用計画が事前に決められていない、あるいは決めることが中々難しいという点があると思うのですね。仮に区市がその生産緑地にある場所を、例えば道路、あるいは公園というかたちで事前に計画を立てていれば、恐らく交付金等の制度を活用して財源を措置して買い取れるというところになると思います。

ただ、残念ながらそういった公園や道路の都市計画決定が、生産緑地の場合につきましては、相続が発生した以降のお話ということもあって、事前にそういう計画設定が中々難しいという面が財源措置ができたとしてもあるので、今回はその面を担保するために、都市政策面での農地としての位置づけ、いわゆる買い取り前までは生産緑地という位置づけがあるのですけれど、買い取った後に農地として保全していくという農地上の位置づけをすることが、まず最初にありきかなと思っています。

ですので、当然栗原委員のおっしゃられた財源措置というのは必要な部分は多いかと思うのですけれども、そこをまず計画設定が制度として担保できるということがあれば、その後財源措置については交付金の活用等、道が開けてくるのではないかということですので、財源措置については、文章の中では入れておりません。

【栗原委員】　分かりました。

【後藤部会長】　はい。ほかに、お願いいたします。

【白石委員】　すみません、24 ページの農業者や農業団体の役割の中で、(2)、真ん中の農業団体の部分ですけれども、農業委員会の部分には担い手の確保育成があるのですけれども、農業協同組合の中では営農指導体制を充実強化しということですが、やはり農業後継者を積極的に育成しというような期待を込めて、少し心配な部分もありますので、期待を込めて、ぜひここはエールを東京都からも送っていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

【事務局】　それでは、ご意見を踏まえて検討させていただきます。

【後藤部会長】　ほかにございますか。

それでは一つだけですけれど、ここに当たるかどうか分からないですけれど、技術のほ

うは大学との共同研究とか、そういうのが結構進んでいるようになってきていると理解しているけれど、ここでは後継者の育成だったり、色々なもう少し広い範囲で、野見山委員もいらっしゃる東京農工大とか、あるいは東京農大とか東大とか、東京の中にはそういう知的な財産をたくさん持っている大学もあるので、そういうものを少し視野に入れて、そういうところでやっぱり力を借りたりなんかしながら進めていくという部分を少し視野に入れて、すぐにどういうことができるかということは分かりませんけれども、そんなことを視野に入れるということも必要だと思うので、どこかにそういうことを一言でも入れておいていただくと、これから考えていく上でのきっかけにもなるのかなとも思いますので、この第４章になるのか、もう少し振興の部分になるのか分かりませんけれど、どこかに１行でも入れていただけたらと思います。

それで、ここまで１章１章やってきましたので、もう一度振り返ってみますと、今回の答申の案というのは、一つは、都民生活に密着した産業として東京農業を発展させていく、この方向は今までもずっと進めてきたことだと思いますけれど、それを都民生活に密着した、あるいは言い換えれば、都民生活をいろんな面で支える産業として東京農業を発展させていくということを、まず打ち出しているということが一つだと思うのですね。

その上で、新たな展開という、その新たな展開というのをどういう意味で新たな展開と言っているのかというのを読みながら考えてみると、一つは、東京農業というのはまだまだ本来持っている潜在力を十分には発揮していないのではないか、もう少し工夫すれば色々な展開が可能なのだ、そこのところはやっぱりもっと色々な経営はあるし、地域もあるけれども、そういうものを、潜在力をもっともっと発揮していこうというのが一つの新たな展開ということの中身なのかな。

それからもう一つは、最後に書いてあるように、今は制度が色々見直しが検討されているときに、やっぱり新しい制度の提案をして、その新しい制度の下でまた新たな展開を遂げていこうという、その二つの中身で新たな展開というのが書かれているのかなと、私は読んで今の流れで理解しているのですけれども、そういうふうに答申を読んだときに、十分そういうメッセージが伝わるような答申であるのかどうかということも踏まえて、何か残っていることがありましたら、最後にご意見を頂いて今日は終わりにしたいと思います。、全体を通して何かまだ言い残したことがあればお願いしたいと思います。

【白石委員】　　先ほど後藤部会長が、9 ページの農業を支える意欲ある担い手、多様な担い手の確保育成の部分でご意見、お話があったと思うのですけれど、関連してですけれども、個人的な話をさせていただきますと、この国にある農業のイメージみたいなのがあって、それはいつもネガティブなほうへ、ネガティブなほうへ、いつも言っているのですけれど、百姓を広辞苑で引くと「田舎者をののしって言う言葉」と書いてあるように、農業をネガティブなほうへ、ネガティブなほうへずっとこの国は特に戦後見てきた部分を、それを、農業のイメージを払拭していく必要がやっぱり大きなテーマとしてあるのではないか。とても農業は大事な仕事であるということを、やっぱり根っこから本気で語っていかなければいけないのかなと思っています。

そうなってくると、農家の倅さんはサラリーマンでいることよりも、栗原委員のように、ある一定の時期が来たら農業に帰っていくというのが一つのトレンドになっていって、それが格好いいと、素敵な生き方であるというようなものになっていく。そのことが農業経営を都会ですることによって色々な可能性が、後ろに色々書かれているようなものが見えてくる。

私は、例えばここに、9 ページの（3）にある優れた経営力や技術力を全然持っていると

は思えなくて、ほかにご苦労されている経営者の方や技術革新をされている皆さんに比べれば大したことはやっていない。ささやかに個人経営の小さな家族経営の農業をやっているにすぎないわけですけれども、何となくいやいやというか、気乗りもしないで始めた農業だけれど、やり続けてみて家内と二人で農業をやっていくうちに、だんだん農業の魅力みたいなものが見えてきて、それは優れた経営体や技術力に由来するものではなくて、もっと生業としての豊かさみたいなものを実感するようになってくると、毎日のように女房と二人で「いい仕事だよね、俺たちの仕事は。天職かな」とか言いながら、非常に充実した毎日を送らせてもらっています。

そのことをもっともっと多くの農業者というか、農家の後継者、農業をどうしようかと迷っていらっしゃる後継者の皆さんに伝わっていかないかな。栗原委員や小坂委員も、恐らくそういう思いをお持ちじゃないかと思います。

ですから、優れた者にならなくても、まず帰ってきて始めてみることによって、色々な選択肢が待っているよと。自分の例えば企業での経験とか、自分の一つの考え方とか性格とか、向き不向きとか、そういうものの中からも色々な農業の選択肢が待っていてくれているよ。楽しい自営業の、自己経営の、企業の方は、行政の方も、組織に属されている方は色々ご苦労が合って大変だと思うのですね。それに比べて気楽な、お天道さまと一緒に過ごす農業の豊かさみたいなものをどこかできちっと伝えていかないと、色々なものが枠組みができても、そこで農業をやる人の中に気持ちが伴ってこないかなというのを非常に感じているのと、やっぱり期待を、自分の実感の中に、初めは迷いながらやってきたけれども、今は非常にそういう充実感みたいなものを思っていることを、そういう多くの仲間を増やしていけたらいいなとは感じていますので、そういう方向性に導いていけたらありがたいなと思っております。

【後藤部会長】　　はい、お願いいたします。

【小坂委員】　　すみません、少しまた足を引っ張るような意見を申し上げるかもしれません。白石委員のおっしゃることもごもっともですけれども、私の個人的な意見ですが、別に決して後ろ向きに考えているわけではないですけれど、農業ってそんなに焦らなくてもいいんじゃないかなと思います。農業ってそんなに、若い人がもっとやっぱり後継者をやってほしいと思います。でも、なかなか農業という仕事は、じわじわと分かってこないと魅力は感じないですよね。

うちはもちろん農家ですけれども、最近団塊の世代というんですか、定年になった方がかなり畑のそばを通るのですね。ジョギングとか散歩とか、いろんなことをやっていらっしゃるのですけれども、「畑を手伝いたい。手伝わせてくれ」と言う人が多いのですよ。「やりたい。やらせてくれ」。

昨日も、やっぱり通りかかった人が、私はいなかったけれど、主人の前に、「手伝わせてほしい、ぜひ。いつもジョギングでここを通るけれども、その仕事をさせてほしい。これからの、会社を辞めたけれども、農業をやりたいので教えてください」とか、ここのところすごく多いですね。「ハクサイの作り方はどうするのですか。種はどこで買ったらいいのですか」と、ここのところ本当に多いですよ、「農業を始めました」とか「畑仕事を手伝わせてください。ネギを植えたいですけれど、それをやらせてほしい」とか。

みんなやっぱり定年になって、60 代の方は、これからまだ第 2 の人生を歩むわけですよね。これから日本はまた高齢化になっていきますし、そんな団塊の世代のあたりで支えられたって良いじゃないかと。

また、今までの結局歴史の中で、この高齢化というのは初めてですよね。だから農業も

やっぱり後継者、農家の息子がもちろんやって、それも大切なことになりますけれども、国でも抜本的な農政改革を必要としているというようなことを言っていますけれども、そんなところでも、私はある意味まだまだ第 2 の人生を歩む人たちにとって、農業はかなりいけると思います。そのへんで支えても、かなり私は将来というのはつながっていくと思います。TPP の問題はちょっと別として、今そのあたりの世代で農業を支えていっても、私は結構良いじゃないかと、最近の身の回りのそれを感じて、この 60 代ぐらいの年代が、たぶん 20 年ぐらいは生きると思いますよね。その 20 年間ぐらいは、結構私は、この世代で農業を支えたら、きっと素晴らしい。

やっぱりやる意欲がないと、いい農業はできないですよ。無理やりに息子にやれとか、ご多聞に漏れずうちも「農業はしない」と言っております。でも、正直言って将来やってほしいですね。畑もまだいっぱいありますし、相続税の問題もありますから、固定資産税の問題もありますから、息子にぜひ農業をやってほしいけれども、絶対、もう父親とも口は利いていませんし、最悪な状態なんです。本当に、もうこういう審議会に出るよりも、うちの問題のほうが課題が多いです。本当に課題が多くて、本当に審議委員どころじゃないですけどもね。

でも、将来的には、私は自分の息子に期待しています。戻ってくると思うのです。でも、それが、もう 34（歳）ですけれども、そっぽ向いております。でも、それは私 10 年でも 20 年でもひたすら待とうと思っているのです。最終的に、あ、駄目でしたと皆さんの前で言う日が来るかもしれませんけれども。

でも農業って、私も個人的なお話で長くなって申し訳ないのですけれども、やっぱり農家に嫁いで 40（歳）くらいまでは畑に行くのが嫌で嫌で、もうすごく畑に行くのが嫌で、畑仕事というのがすごく嫌だったのですね。でも、だんだん好きになるのですよね、じわじわと不思議なくらいに。

私が嫁いできた時なんて、みそとかしょうゆなんかも手作りだったのですよね。私はそれを見てびっくりですよ。なんて貧しいのだろうと思ったのですね。みそもしょうゆも買えないのかと思ったのです。しょうゆなんか家で作ると、やっぱり無添加なのでカビがすぐ生えるのです。木のたるから白いカビなんかが出てくるのですね。そんなのが嫌で嫌で、しょうゆなんか本当に見るのも嫌だったのです。

でも、最近になって、なんてぜいたくな、自分の家でみそやしょうゆが作れるなんて、自分の中の意識が全く逆転するわけですよ、農業をしてきたことによってですけれど。それは 10 年、20 年ではないのですけれど、農業をしてきたことも、嫌でという年月もあったかもしれませんけれども、やっぱり農業って、ああ、なんて、いいなあと思うのを、やっと 50 代ぐらいになってなのですよね。

だから、それでも良いじゃないかと、結構団塊の世代から上の人たちで盛り上がるのではないかななんていう期待ができるのではないですか。そのあたりの、ただ若い人に無理やりさせようとか、農業を考えるとか、そういうのをあんまり押し付けるというのもどうかななんて私は思います。

それともう一つ、私はこの前も申し上げたのですけれど、農家の息子がやらないにしても、農家じゃない息子さん、若い方がやりたいと言ったら、農家の跡継ぎがいないという人の所の農地を引き継ぐとか、いろんな問題が生じると思いますけれども、そういうのも将来的に、本当に遠い将来でも構いません、もっと昔の人というのは先祖代々から引き継いでいた土地とか畑とか財産とか、そういうものをすごく意識しますけれども、やはりその辺りも遠い将来では取っ払って、本当にこういう土地も地球のものぐらいに考える意識

を全体でも考えていく方向に、そんな近い将来は無理かもしれませんけれども、遠い将来でもいいからそういうふうにこれから先、固執しない、自分のものだとか、自分の財産だとか、そういうことを取っ払っていけるような社会性をつくれることを私は祈りたいような気がします。

【後藤部会長】　　はい。ありがとうございました。

【矢野委員】　　小坂委員から、農業ではない方が色々教えてほしいとか、やってみたいとか声がかかってというのは、やはり今東京の農業の中にたくさん農と触れ合う現状づくりがかなり展開されており、そして農業者の方が頑張っていらっしゃるなど、いろいろな手立てが一定の功を奏していると思います。こうした取組をもっと広めていきましょうというのが今回の答申だと思うのですけれど、答申に先ほど後藤先生のほうからメッセージ性をということで、初めの１ページの所の後段の最後の 5、6 行の所が、もうちょっとメッセージ性を頑張って膨らませていただきたいなとは思いますが、今回の答申を受けてこれから振興プランが策定されるわけですけれど、実は今回の答申の中で色々読み込んでいくと、本当に新たな課題とかがたくさん投げかけられていて、さらにそれをどう具体化していくのかがまさに振興プランだと思うのですね。その辺りの計画作りは本当に頑張ってやらないと、この答申が活かされていかないし、本当に絵に描いた餅になってしまうので、まさにそのあたりを今後私たちは委員として、また注視したり意見を言っていかなければいけないと思いますので、振興プランというか、計画作りはしっかりやっていただきたいと思っております。

それから、3 ページの所で、国のほうでも検討が始まったことや、それから 20 ページの所で食料・農業・農村基本計画の所で検討が必要だということで、これは同じことを受けて検討が始まったのですけれど、ちょうど同じ時期にこういうことが始まったということは、ある意味では今回東京のほうがいち早く答申をまとめましたから、今後国での検討に当たっては、これこそがまさに東京の意志として国の検討の中に反映させていくことになるかなと思っています。

そういう意味では、引き続き関わっていく者としては、ここで盛られた中身と、今度の審議会でご承認いただく中身をしっかり国の検討の中にも反映させていき、東京がまさに先頭を切って発信していく役割を果たしていかなければいけないかなとは思っております。そういう関係性の中にこの答申はあるということを改めてお伝えしておきたいと思っておりますし、そういう受け止めで都民として一緒に頑張っていきたいと思っています。

【後藤部会長】　　ありがとうございました。

それでは、以上でよろしいですか。これで終わりにさせていただきたいと思います。

それで、今日ずいぶん色々なご意見を頂きましたので、その趣旨を踏まえて事務局と相談した上で答申（案）を取りまとめたいと思っておりますので、そういう取り扱いでよろしいでしょうか。

【各委員】　　（異議なし）。

【後藤部会長】　　それでは、そういうふうにさせていただきたいと思います。取りまとめさせていただいた上で、11 月 7 日の農対審の総会に報告したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今日は以上で議事を終了いたしました。事務局のほうから何かございますか。

《 その他 》

【事務局】　　ただ今、後藤部会長からお話がありましたが、11 月 7 日月曜日午後 2 時から総会を開催する予定となっております。本日ご議論をいただきました答申（案）を報告し、農対審の答申を決定いただくということにしてございます。部会委員の皆さまにもぜひご出席をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

最後に、津国農林水産部長から部会委員の皆さまに一言御礼のごあいさつを申し上げます。

【津国農林水産部長】　　農業部会の委員の皆さまにおかれましては、足かけ 6 カ月にわたりまして長い活発なご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。おかげさまをもちまして、本日のいろいろなご意見を反映した上で、来月 7 日の総会に答申（案）として報告できる運びとなりました。これもひとえに後藤部会長と委員の皆さま方のご尽力の賜物と感謝いたしております。

今後は、最終答申を頂き次第、具体的な行政計画といたしまして農業振興プランの策定を進めてまいります。プランでは、答申の内容を踏まえまして、地域別の振興方向とか、あと農家の規模に応じた経営モデル、こういったものを示すなどして部会のご意見をさらに具体的に、またそういったものをできるだけ今後も、皆さんの意見を踏まえて進めたいと思っております。ですから委員の皆さまには、引き続き一層のご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

《 閉　　会》

【後藤部会長】　　これをもちまして本日の農業部会を終了させていただきます。本当に毎回熱心にご議論いただきまして、委員の皆さまには部会長として心からお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。これで終了させていただきます。